

# さぬき市地域防災計画 修正の概要

(平成30年2月修正)

# さぬき市地域防災計画 修正方針

## 基本方針

地域防災計画は、地域における防災・減災対策の基本指針となるものであり、国における防災・減災対策の検討状況や香川県地域防災計画の修正、本市の実情などを踏まえて、適宜見直しを行うことで災害に備え、安全で安心して暮らせる町づくりを進める。

## 具体的な修正方針

- ① 災害対策基本法や土砂災害防止法等の改正を受けて修正された国の防災基本計画（平成28年5月及び平成29年4月）や香川県地域防災計画の修正（平成30年1月）の内容等を踏まえ、大規模災害への対応の充実を図る。
- ② 熊本地震、平成28年台風10号災害及び平成29年九州北部豪雨災害等、近年の災害を踏まえた計画とする。
- ③ 香川県広域水道企業団設立（平成30年4月1日）にともない市の災害活動体制を変更する。

# 主な修正内容 ①

## 「避難準備・高齢者等避難開始」等、避難情報の名称変更

平成28年台風第10号による水害では、死者・行方不明者27人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生した。岩手県岩泉町では、グループホームが被災し、入所者9名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次いだ。

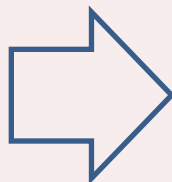
「避難準備情報」の名称については、本水害では、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを確認するため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更する。

一般対策編 業務の大綱 (P3)  
一般対策編 避難体制整備計画 (P54)  
地震津波対策編 業務の大綱 (P3)  
地震津波対策編 避難体制整備計画 (P65)

避難指示

避難勧告

避難準備情報



避難指示(緊急)

避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

# 主な修正内容②

## 「災害に強い森づくり」と「降雨時の情報収集や早めの避難行動」の住民啓発

平成29年7月の九州北部豪雨において、発達した梅雨前線等の影響で、24時間降水量が500ミリを超える記録的な豪雨となり、山腹崩壊に伴い発生した流木が下流に大きな被害を与えるなど、激甚化、山地災害への対応が喫緊の課題となっている。

こうしたことから、治山対策事業等のハード整備を実施し、山地崩壊の予防を図るとともに、施設では守りきれない山地災害の発生に対しての日頃の備えや降雨時の情報収集や早めの避難行動の重要性について、住民への普及啓発を図る。

一般対策編 治山対策計画 (P12)

- ① 県においては、治山ダム工、山腹工等の施設整備や間伐や植栽等の森林整備を実施する。
- ② 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、山地災害の危険性を住民へ周知するとともに日頃の備えや降雨時の情報収集や早めの避難行動の重要性について、住民への啓発を図る。
- ③ 市消防団の育成・強化により水災害防止対策を推進する。
- ④ 洪水浸水想定区域の指定があった時は、避難場所や避難経路に関する事項等を住民等に周知するとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等の措置を講じる。
- ⑤ 洪水ハザードマップにおいては、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

# 主な修正内容 ③

## 海岸防災対策

本市においては、平成16年に発生した高潮災害により、本庁舎周辺地域において、浸水被害が発生している。その後、防潮壁や陸閘等の施設整備を進め、地域一円といった広い範囲での浸水害は発生していないものの、こうしたハード整備だけでは、被害を防ぎきれないため、日頃の備えや気象情報の収集、早めの避難行動の重要性について、住民への普及啓発を図る。

一般対策編 海岸防災対策計画（P20）

- ① 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定するものとする。
- ② 水災防止対策として高潮ハザードマップ等の事前情報の提供に努める。
- ③ 高潮浸水想定区域の指定があった時は、避難場所や避難経路に関する事項等を住民等に周知するとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等の措置を講じる。
- ④ 高潮浸水想定区域内に高齢者等の要配慮者施設等があり、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合は、当該施設の所有者又は管理者等に対して高潮に係る水位情報との伝達方法を定める。

# 主な修正内容④

## 避難所・避難場所対策

避難場所等（「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」）については、災害種別（津波、高潮、洪水、内水氾濫、崖崩れ・土石流・地滑り、大規模な火事、地震、火山）ごとに設定することとなっており、避難場所等がどの災害に対応しているか誰でもわかるように日本工業規格（JIS）に災害種別の図記号（JIS Z8210）が追加され、日本全国どこでも同じ表示となるようJISにおいて、この図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を平成28年3月22日付で制定された。

また、大規模な災害の発生に備え、住民が安心して避難生活を送れるように、避難所を迅速に開設し、円滑な運営が行えるように準備しておくことが重要である。避難所の初動期の運営にあたっては、職員の対応が必要となるが、避難所の運営が長期化した場合は、住民による主体的な自主運営が重要となる。このようなことから、避難所の運営において予想される活動を示した避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営の基本的なルールを定め、「いつ、誰が、何を、どのように」行うべきかを認識しておくとともに、避難所の運営訓練などを通して、大規模な災害が発生した場合でも、円滑に避難所の運営が行えるように備えるものとする。

一般対策編 避難体制整備計画（P54）  
地震津波対策編 避難体制整備計画（P65）

- ① 避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した緊急避難場所等であることを明示するよう努めるとともに標識の見方に関する周知に努める。
- ② 関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、避難所を運営するため、あらかじめ避難所の所有者又は管理者等及び自主防災組織と連携して、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように作成した避難所運営マニュアルの作成に努めるものとする。

# 主な修正内容⑤



## 社会福祉施設等入所者対策

平成28年8月31日に岩手県の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号豪雨災害発生により多数の入所者が亡くなるという痛ましい被害が発生したことを受け、厚生労働省から「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全確保について」の文書が発出された。社会福祉施設においてはこうしたことを踏まえ、非常災害対策及び入所者等の安全確保に取り組むことが義務化された。

一般対策編 要配慮者対策計画 (P66)  
地震津波対策編 要配慮者対策計画 (P79)

- ① 非常災害時の施設等における入所者等の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備えること。
- ② 施設等の職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は上記①の計画を踏まえ着実に避難を行うこと。
- ③ 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図ること。
- ④ 定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施すること。  
日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような体制の構築に努めること。

# 主な修正内容⑥

## 住宅被害認定調査に関する体制強化

罹災証明書は、災害により被災した住家等の被害の程度を証明するものであり、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や応急修理、被災者生活再建支援金の支給等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

住家等の被害状況の調査及び罹災証明書の交付は、市町村の事務とされており、被災者の生活再建の迅速化のためには、他の地方公共団体や民間団体の協力が不可欠となっていることから、罹災証明に必要な業務の実施体制の整備が必要となる。

一般対策編 被災者等生活再建支援計画 (P201)  
地震津波対策編 被災者等生活再建支援計画 (P197)

- ① 罹災証明書を円滑に交付できるよう、住家被害調査等の調査について専門的な知識・経験を有する職員の育成に努めるとともに、関係機関等との応援協定の締結などにより住家の被害調査等の実施に必要な人員を確保する。
- ② 被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明すること。
- ③ 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。



# その他の修正内容①

## ◆第1（平成30年3月1日施行）

### 第1章 総則

- 1 指定地方行政機関、指定公共機関の追加【一般対策編 P6・P8 地震・津波対策編 P5・P7】

### 第2章 災害予防計画

- 1 建築物等災害予防計画【一般対策編 P24 地震・津波対策編 P39】

香川県が実施する落下物等の防止対策の内容について修正する。  
つり天井等及び給湯設備の転倒防止の追加

- 2 原子力災害予防計画【一般対策編 P31】

「原子力災害対策マニュアル」の改訂を踏まえた内容を追加する。

県及び市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

- 3 ライフライン等災害予防計画【一般対策編 P40】

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。を追加する。

- 4 防災施設等整備計画【一般対策編 P42 地震・津波対策編 P53】

災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。を追加する。

- 5 防災業務体制整備計画【一般対策編 P45 地震・津波対策編 P56】

市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。を追加する。

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。を追加する。

# その他の修正内容②

- 6 緊急輸送体制整備計画【一般対策編 P51 地震・津波対策編 P62】  
物資輸送の円滑化を図るための計画内容を修正する。  
(1) 県は、県があらかじめ指定している一次（広域）物資拠点から、市町があらかじめ指定している二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。  
(2) 市は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。を追加する。
- 7 避難体制整備計画【一般対策編 P54 地震・津波対策編 P65】  
避難場所及び避難所の広域化、指定管理施設が避難場所等となった場合の事前協議等の内容を追加する。  
市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。市は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。  
市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。  
指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 8 食料、飲料水及び生活物資確保計画【一般対策編 P60 地震・津波対策編 P73】  
住民による家庭備蓄等について内容を追加・変更する。  
住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努める。  
また、避難するときには持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。  
【香川県一次（広域）物資拠点支援施設】の追加・事業者名変更

## 第3章 災害応急対策計画

- 1 広域的応援計画【一般対策編 P91 地震・津波対策編 P107】  
被災地等への職員派遣の留意事項を追加する。  
市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。  
なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

# その他の修正内容③

## 2 気象情報等伝達計画【一般対策編 P98】

高松地方気象台が発表する注意報一覧表の風雪注意報及び雷注意報の内容を追加するとともに、警報等の伝達について多様な手段の活用を追加する。

県及び市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な伝達手段の活用を図るものとする。

## 3 通信運用計画【一般対策編 P110 地震・津波対策編 P125】

県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。を追加する。

## 4 医療救護計画【一般対策編 P120 地震・津波対策編 P135】

DMAT活動終了以降の被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、医療情報・診療情報の引継ぎを適切に行うことを追加する。

県は、DMATの活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、香川県医師会災害医療チーム（JMAT香川）、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもととなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

## 5 緊急輸送計画【一般対策編 P124 地震・津波対策編 P141】

緊急物資の輸送の原則を追加する。

国又は県が市に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

# その他の修正内容④

- 6 交通確保計画【一般対策編 P127 地震・津波対策編 P144】  
災害時の陸上交通確保のための道路交通規制及び海上交通の安全確保について内容を追加する。
- 7 廃棄物処理計画【一般対策編 P146 地震・津波対策編 P163】  
災害廃棄物に関する情報等の住民周知及び損壊家屋の解体にかかる他の地方公共団体への応援要請を追加する。
- 8 住宅応急確保計画【一般対策編 P150 地震・津波対策編 P167】  
応急仮設住宅での家庭動物の受入れへの配慮及び民間賃貸住宅の空き家等の積極的な活用について追加する。  
民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。
- 9 ボランティア受入計画【一般対策編 P165 地震・津波対策編 P186】  
市及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

## 第2（平成30年4月1日施行）

### 第1章 総則

- 1 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱【一般対策編 P3 地震・津波対策編 P3】  
防災関係機関に香川県広域水道企業団を追加し、処理すべき事務又は業務の大綱を追加する。

### 第2章 災害予防計画

- 1 ライフライン等災害予防計画【一般対策編 P40 地震・津波対策編 P51】、防災施設等整備計画【一般対策編 P42 地震・津波対策編 P53】、食料、飲料水及び生活物資確保計画【一般対策編 P60 地震・津波対策編 P73】  
市及び県の水道課及び水道局を香川県広域水道企業団に改める。